



# [∞話] 関門景観年表

H10. 8

## 「関門景観協定」締結

関門景観づくりに取組む第一歩として、共同で進めることを確認するため、両市長が協定を締結。

H10. 10

## 関門景観ウォッチング

両市民参加のもと、海峡ウォッチング及びフォーラムを実施。

H11. 7

## 「関門景観基本計画検討委員会」開催

学識経験者、両市民、両行政で構成する委員会で、今後の関門景観形成の方向性を調査・検討。

H11. 10

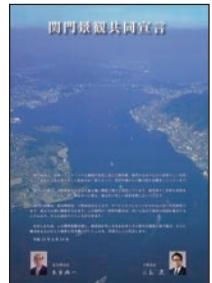
## 海峡市民会議

両市民が関門景観基本計画づくりに参加できるイベントとしてワークショップを実施。

H12. 3

## 「関門景観基本計画」策定

関門の魅力調査、目標と基本方針、実行プラン等。



関門景観共同宣言

H13. 2

## 「関門景観共同宣言」

両市・両市民が共同し、関門景観の魅力を保存・創出に取組み、  
さらに魅力あるものとして後世の両市民に引き継いでいくことを両市長が宣言。

### ● 関門景観共同宣言

関門地域は、海峡のダイナミックな潮流や変化に富んだ海岸線、緑豊かな山々などの素晴らしい自然、そして歴史や文化が薫る美しい街並みが一体となって、対岸や海からの魅力的な景観をつくっています。

関門の景観は、国際航路を行き交う船と強い潮流で刻々と変化しています。四季折々に多彩な表情をもち、一日のうちでも、朝に輝き夕べに映え、夜はその美しい夜景を映し合っています。

関門の景観は、北九州市民、下関市民はもとより、すべての人々にとってかけがえのない共有財産であり、見る人に深い感銘を与えます。この関門の一体的な魅力は、互いに見合う両市の市民が協力することにより、さらに高めていくことができます。

わたしたちは、この関門景観を愛し両市民が共に力を合わせてその保全と創出に取り組み、さらに魅力あるものとして後世に引き継いでいくことを、共同でここに宣言します。

平成13年2月14日

H13. 10

## 「関門景観条例」・「関門景観条例施行規則」制定・施行

同一名称・同一条文の条例。両市の共有財産である関門景観の魅力を更に高め、将来の両市民に魅力ある関門景観を継承していくために、対岸や海上の船舶からの眺望にも配慮した景観形成を、両市が恒久的に連携して進める。

基本理念、基本構想の策定、市長、市民、事業者の責務、建築等の行為の届出等を規定。

## 「関門景観協議会」・「関門景観審議会」設置

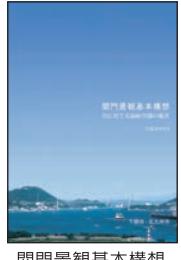
地方自治法に基づき共同設置。

協議会は、両市職員で構成し、条例の適用に関わる連絡調整等を行う。

審議会は、重要事項の調査審議等を行う。



関門景観審議会



関門景観基本構想

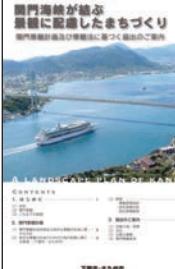
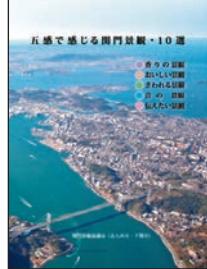
H14. 4

## 「関門景観基本構想」公表

関門景観の形成に関する基本的かつ総合的な構想。目標、基本方針等を定める。



# [∞話] 関門景観年表

|            |   |  |
|------------|---|--|
| H16. 7     | <b>「関門景観形成地区」指定・「関門景観形成指針」告示</b><br>(現在の「関門景観形成地域」)<br>関門景観の形成を積極的に推進していく地区を指定。指定面積は2,905ha(陸域1,705ha、海峡部1,200ha)。<br>建築物等の配置や形態、緑化のほか、特に色彩誘導に重点を置いた景観形成基準を定める。 |  |
| H16. 8     | <b>「関門景観条例」に基づく届出開始</b>   | <br>関門景観条例の届出     |
| H20. 6     | <b>「関門景観専門委員会」設置</b><br>関門景観の形成に特に影響が大きい建築行為等に関して、<br>関係市の長に対し、専門的な見地から必要な助言等を行うことを<br>目的とした専門家による委員会。  |  |
| H22. 7     | <b>「北九州市景観計画」変更</b> (H20. 7「北九州市景観計画」策定)  |  |
| H22. 8     | <b>「下関市景観計画」策定</b><br>各市の景観計画に、関門景観形成地域の区域・方針・景観形成基準等を定める。  |  |
| H22. 10    | <b>「関門景観条例」改正</b><br>目的や基本理念等を継承しつつ、同一条文(付則を除く)として景観法委任条例<br>(景観計画策定手続きの追加、届出対象行為の追加、適用除外行為の追加)に改正。   |  |
| H23. 3     | <b>「関門景観条例施行規則」・「関門景観専門委員会規約」改正</b><br>自主条例から法委任条例への移行に伴う改正。  | <br>景観法の届出      |
| H23. 4     | <b>改正「関門景観条例」・「関門景観条例施行規則」施行</b><br>「景観法」に基づく届出開始。<br>自主条例に基づく届出から景観法に基づく届出に移行。   |  |
| H23. 10～   | <b>関門景観条例制定10周年記念行事</b><br>関門景観条例の制定から10年を記念した行事等を開催。   |  |
| H23. 10    | <b>関門景観の未来いろいろ絵画表彰式</b><br>小学校4・5・6年生の10歳前後のこどもたちが描く<br>「関門景観の未来」の絵画。   | <br>未来いろいろ絵画 大賞 |
| H23. 10・11 | <b>関門地区景観ウォッチング＆セミナー</b><br>両市の建築士会と共同で、五感で感じる関門景観を募集し、10選を決定。  |  |
| H24. 9     | <b>後援等に関する事務取扱要綱施行</b><br>団体等が開催する関門景観の形成に関する事業について、後援等の基準を制定。  | <br>10選ハンドブック   |
| H24. 10    | <b>関門地区景観ウォッチング＆セミナー</b><br>両市の建築士会と共同で、お互いの市の「五感で感じる関門景観・10選」を巡る<br>ウォッチングとワークショップを開催。   |  |
| H25. 5     | <b>都市景観大賞「景観教育・普及啓発部門」大賞の受賞</b><br>両市の建築士会と関門景観協議会が大賞(国土交通大臣賞)を受賞。<br>(活動名:関門地区(北九州市・下関市)景観ウォッチング&セミナー)   |  |
|            | ・関門景観審議会16回・関門景観専門委員会(合同会議を含む)13回開催   | ( * 平成25年5月末現在 )   |